

緊急通報は110番  
相談は#9110



# 島立交番だより



松本警察署

0263-25-0110  
島立交番

0263-47-3925

## 夏期の水難防止

～水難に遭わないために次のことに注意してください～

- ① 子供から目を離さない
- ② 魚釣りや水遊びは複数で
- ③ 危険箇所の点検を



水難は、例年6月から8月にかけて多く発生しています。

「水」に対する危険性について、家族や仲間と話し合い、地域全体で改めて危険箇所を点検するとともに、魚釣りや水遊びの際には、ライフジャケットを着用するなど、必要な安全対策を進めましょう。

## 性犯罪被害、ひとりで抱え込まないで



☆「性犯罪被害ダイヤルサポート110」

→「0120 - 037-555」

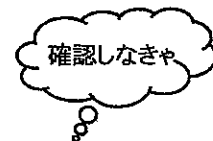
☆プッシュ回線 →「#8103(ハートさん)」

※24時間対応 ※匿名でも相談可能

## 不法就労防止のために

✓ 不法就労させたり、不法就労をあっせんした者は罰せられます。  
「不法就労助長罪」(3年以下の拘禁刑、300万円以下の罰金)

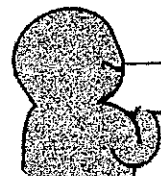
※ 外国人を雇用する際は、在留カード等により在留資格や在留期間を確認しましょう。不法就労だと知らなかったことを理由に処罰を免れることはできません。



在留資格  
在留期間  
など...

✓ 職業安定所へ外国人の雇用又は離職について届出をしなかったり虚偽の報告をした場合も罰せられます。

「労働施策総合推進法違反」(30万円以下の罰金)



交番・駐在所の警察官が

## 「巡回連絡」にお伺いします

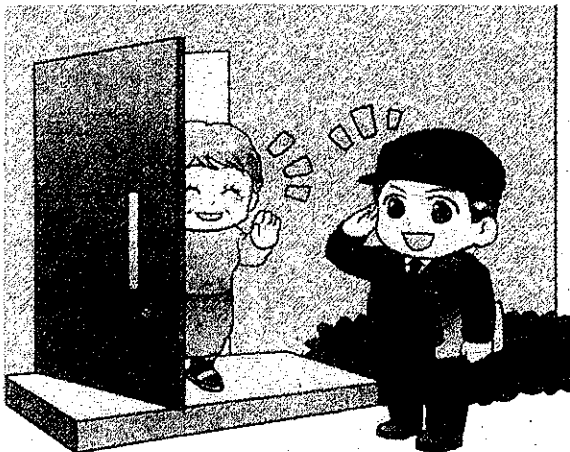
交番・駐在所の警察官は、担当する地区内のご家庭や会社等を個別に訪問し、ご意見やご要望を伺ったり、「電話でお金詐欺」をはじめとした身近で発生する犯罪の予防や、交通事故防止に関する情報をお知らせする「巡回連絡」という活動を行っています。

### 巡回連絡カードの作成にご協力ください

巡回連絡にあわせて、住所・氏名・非常時の連絡先、警察に対するご意見・ご要望等の記載をお願いしています。

お預かりした巡回連絡カードは厳重に保管しており、

- 万が一、事件や事故に遭われた場合の連絡
- 災害が発生した際の安否確認やご家族への連絡
- 道に迷った子供や高齢者を発見したときのご家族への連絡などに活用されています。



現在、「二セ警察詐欺」の被害が多発しています

ご家庭や会社を訪問する警察官は、身分証を携行していますが、訪問を受けてご心配な場合、また、ご不明な点があれば、お手数ですが下記の松本警察署までお問合せください。

松本警察署 0263-25-0110

(はじめに自動音声による案内が流れます)